

母子家庭等就業・自立支援センター事業

相談はすべて無料! 困ったとき、悩んでいるときはひとりで悩まないで、まずはお電話を…。

就業相談

【相談時間】

- 月曜日～金曜日
- 9:00～16:30



★パソコンによる求人検索もできます。
グジョブセンターでも就職相談おこなってます

就業支援講習会

無料で資格や技能を取得できます!

●対象者

ひとり親家庭の母・父および20歳未満の子、寡婦その他実施主体の長が適当と認めた者

※実施日が変更になることもありますので事前にお問合せください

令和元年度

就業支援講習会

講習会名	期間	時間	場所	定員	日数	募集期間
介護職員初任者研修 (那覇地区)	7/2～10/1 (火・金)	9:00 / 16:00	沖縄県母子福祉センター 沖縄県総合福祉センター内	30名	25日間	5月下旬
介護職員初任者研修 (北部地区)	8/3～10/26 (土・日)	9:00 / 16:00	本部町社会福祉協議会内	20名	25日間	6月中旬
介護福祉士実務者研修	7/1～12/31 (通信教育)	9:00 / 16:00	沖縄県母子福祉センター 沖縄県総合福祉センター内	24名	15日間 (スターリング)	5月中旬 / 6月中旬
パソコン講習会 (エクセル2級)	6/17～8/21 (月・水・金)	18:00 / 21:00	沖縄県母子福祉センター 沖縄県総合福祉センター内	20名	25日間	5月下旬
介護福祉士 国家試験対策講座	8/28月～ 令和2/1/15	18:00 / 21:00	沖縄県母子福祉センター 沖縄県総合福祉センター内	20名	19回	7月上旬
家庭生活支援員 養成講習会	9月予定 (土)	9:00 / 16:00	沖縄県母子福祉センター 沖縄県総合福祉センター内	20名	5回	7月上旬
調剤事務講座	10月～11月	18:00 / 21:00	沖縄県母子福祉センター 沖縄県総合福祉センター内	20名	18日間	9月上旬
ひとり親世帯・中高年齢者 就職総合支援事業	6月～2月					

弁護士・司法書士による法律相談

法律相談

相談日: 第2・4 金曜日 (15:30～17:00)

司法書士相談

相談日: 第1・3 金曜日 (16:00～17:30)

面会交流相談

相談日: 第1・3 火曜日 (16:00～17:00)

養育費相談 / 養育費相談員による相談

相談日: 【毎週】 月・火・水・金・土
(9:00～17:00)

相談は要予約 直通: Tel (098) 887-4108

ひとり親家庭等日常生活支援事業

【支援の対象と内容】

●対象者

母子家庭の母と子・寡婦および父子家庭の父と子

●利用回数

利用回数は原則として年10回を限度とします。

●申請手続き

利用されるにはお住いの市町村の担当課等で事前の登録が必要です。

こんなときにご利用できます!

- ・ひとり親家庭の親と児童、または寡婦の一時的なケガや病気
- ・ひとり親家庭の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動など
- ・冠婚葬祭、父母の出張、子の学校等の公的行事への参加
- ・その他、一時的な援助を必要とする状況になったとき

ママ・パパの自立のための
サポーターを派遣します!
がんばるあなたを
応援します!



ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業

ひとり親家庭の生活安定と教育環境の充実を図ることを目的として、ひとり親家庭の高校生等を対象にバス通学費の一部助成します。



沖縄県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方で養成機関にて就学し、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金および就職準備金を貸し付ける制度です。

卒業後、1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた沖縄県内において5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除します。

貸付対象 ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者

貸付額 養成機関への入学時に入学準備金として上限50万円。

養成機関を修了し、かつ資格取得後、就職した場合に就職準備金として上限20万円を貸し付けます。

利子 ※無利子(原則、連帯保証人1名を要する)

- 申請から貸付までの流れ
- ① 借入相談・申請書の請求
 - ② 申請書類の提出
 - ③ 審査
 - ④ 貸付の可否(結果通知)
 - ⑤ 契約書等の提出
 - ⑥ 貸付金の交付

必要書類

- 高等職業訓練促進資金貸付申請書(様式1号)
- 高等職業訓練促進給付金支給決定通知書のコピー
- 住民票謄本 所得証明書

入学準備金の場合

- 在学証明書
(養成機関に入学、または在学していることがわかるもの)

就職準備金の場合

- 修了証書のコピー
(養成機関を修了したことがわかるもの)
- 資格証のコピー
(資格を取得したことがわかるもの)

連帯保証人 所得証明書

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

① 事業開始資金	事業を始める資金
② 事業継続資金	事業を続けるために必要な資金
③ 修学資金	子どもの修学に必要な資金
④ 技能習得資金	就職に必要な技能習得資金
⑤ 就業資金	子どもが事業を開始または就職に必要な知識技能を習得する資金
⑥ 就職支度資金	就職に必要な経費及び通勤用自動車等を購入する資金
⑦ 医療介護資金	医療または介護を受けるのに必要な資金
⑧ 生活資金	技能習得・医療介護貸付等期間中の生活維持に必要な資金
⑨ 住宅資金	住宅の建設・購入・補修・増築等に必要な資金
⑩ 転宅資金	住宅を転移するため住宅の賃借に必要な資金
⑪ 就学支度資金	子どもが学校・就学施設への入学もしくは入所に際し必要な資金
⑫ 結婚資金	子どもの結婚に際し必要な資金

母子および父子ならびに寡婦が経済的に自立し、幸せな生活を築いて行くことをお手伝いするため無利子または低金利で資金を貸し付けます。

「お問合せ」 これらの事業は、市または福祉事務所へお問い合わせください。

市にお住まいの方

各市役所の担当課へご相談ください。

町村にお住まいの方

- 沖縄県北部福祉事務所: TEL 0980-52-0051
- 沖縄県中部福祉事務所: TEL 098-989-6603
- 沖縄県南部福祉事務所: TEL 098-889-6364
- 沖縄県宮古福祉事務所: TEL 0980-72-3771
- 沖縄県八重山福祉事務所: TEL 0980-82-2330